

高石市小規模保育事業所設置・運営事業者募集要項

1 募集の目的

本市における保育需要の増加に伴う待機児童対策として、新たな保育の受け皿を確保し、さらなる子育て環境の充実を図るため、小規模保育事業A型の設置及び運営を行う事業者を募集するものである。

2 募集概要

(1) 募集事業

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、類型は高石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高石市条例第17号。以下「条例」という。）第2条により参照する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型とする。

(2) 実施場所

高石市内において保育に適した場所を事業者において選定すること。ただし、選定した場所が住宅地内である場合は、近隣住民から反対等が起きないように、調整可能な場所とすること。

(3) 定員

6人以上19人以下（1、2歳児のみ）

(4) 事業開始日

令和9年4月1日

3 募集条件

(1) 応募資格等

応募者は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 令和8年4月1日現在で、大阪府内において保育所、認定こども園、幼稚園又は小規模保育事業所を現に運営しており、かつ通算5年以上の運営経験を有する法人であること。
- ② 直近3年間、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 事業者が小規模保育事業所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、また、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- ④ 本市の子育て支援行政を充分理解し、市の施策に対し協力できること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。
- ⑤ 現に応募者が運営している施設において、所管庁等による直近の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報

告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。

⑥ 安定的な運営のため、小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、施設整備費用と別に、普通預金又は当座預金等の換金性の高い形態で保有していること。

⑦ 次のすべてを満たしていること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

(2) 欠格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外、又は失格とする。

① 高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当する場合又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が法人経営に関わっている場合

② 高石市競争入札指名停止要綱（令和3年4月1日施行）に規定する指名停止又は同要綱別表の措置要件に該当している場合

③ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合

④ 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められた場合

⑤ 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

⑥ その他不正な行為があった場合

4 施設の整備に関する事項

- (1) 施設の設定は、条例に規定する小規模保育事業所A型の基準を満たすこと。
- (2) 施設は、令和9年4月1日までに開所すること。保育を実施するための工事等については、開所までの期間内に完了できるよう改修計画の内容を精査すること。
- (3) 施設の改修等の場合は、近隣への防音及び振動に対する措置、工事車両の進入への配慮等を行うこと。
- (4) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守すること。
- (5) 施設整備の工程について、高石市こども未来部子育て支援課に事前に工程表を提出し、協議すること。
- (6) 添付書類の平面図は、最低限、各室の用途及び面積が分かるものにする。
- (7) 施設整備について、次の事項を反映するものとし、高石市こども未来部子育て支援課に整備内容について協議を行い、認可等について支障ないよう確認すること。
 - ・玄関先には、カメラ付きインターホン等を設置し、セキュリティ対策を行うこと。
 - ・こども用便所を設置することとし、こどもの数による適切な数のこども用便器、こども用シンクを設置すること。また、シャワーパン、汚物流し、沐浴槽等の汚物処理設備の設置に努めること。
 - ・保育室部分に便所とは別にこども用シンクを設置すること。
 - ・床面について、足元が冷えないよう、また、こどもが転倒しても怪我をしないように配慮したものとする。
 - ・こどもが通常出入りしない部屋には、こどもだけで出入りできないよう、ドアの上部に鍵を取り付けるなどすること。また、ドアの前に柵などを設置して安全対策を行うこと。
 - ・保育室として利用する部分からこどもだけで出入りできないよう、柵などを設置すること。
 - ・柵などの家具を設置する場合は床面等と固定すること。固定された家具の面積は有効保育面積からは除外すること。
 - ・コンセントはこどもの手の届かない高さに設置すること。それが難しい場合はコンセントカバーを設置すること。
 - ・工事の実施に必要な官公署その他への協議及び手続きは、費用も含め、全て事業者の負担で、事業者により適切に行うこと。
- (8) 改修に際し使用する建材や建具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認すること。
- (9) 屋外遊技場を整備する場合は、こどもの安全に配慮したものとする。また、近隣の公園等を屋外遊技場として設定する場合は、移動時の安全対策を記載しておくこと。
- (10) 小規模保育事業に関連する工事にあたっては、事前に地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。
- (11) 施設の開所準備は、費用負担を含め事業者において行うこと。
- (12) 施設的设计・施工にあたっては、こどもや施設利用者の安全に十分配慮すること。
- (13) 工事完了後は、高石市こども未来部子育て支援課に竣工図面1部と電子データ（PDFデータ）を提出すること。

5 施設の運営に関する条件

- (1) 施設の運営については、条例に規定する小規模保育事業所A型の基準を満たすこと。また、保育内容については保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画等を作成、実施すること。また、こども家庭庁等から発出される通知である「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」について、最新のものの基準を満たすこと。
- (2) 小規模保育事業所の定員は6人以上19人以下で、対象を1歳児及び2歳児とする。なお、年齢ごとの定員については、高石市において、保育所等に入所申込みを行っているにも関わらず入所できていないこどもの数等を踏まえ、市と協議のうえ最終的に決定するものとする。
- (3) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は連携施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (4) 保育士等の配置は次のとおりとする。
 - ① 管理者 必置
 - ② 保育従事者 保育士資格を有する者を、1、2歳児の区分ごとにこども6人につき1人として算出した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に1人を加えた数以上を配置し、また、これとは別に非常勤の保育士を配置すること。
- (5) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）以外とする。開所時間は午前7時30分から午後6時30分までを含む一日11時間以上とする。また、通常保育の前又は後に合計して最低1時間、延長保育の実施に努めること。
- (6) 給食は、原則として自園調理（施設内において調理業務の全部を委託する場合を含む。）で行うこと。なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）」を遵守すること。
- (7) 自園外で調理された給食の搬入は、連携施設、近接の同一系列の法人が運営する保育施設、社会福祉施設、医療機関が搬入する場合や保育所や認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、小規模保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用するこどもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用するこどもの食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができる者が搬入する場合に限る。
- (8) 給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、こども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (9) 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (10) 利用するこどもに対しては少なくとも年2回の健康診断を実施すること。また、職員への健康診断についても、最低年1回実施し、給食業務に携わる者は毎月検便を行うこと。
- (11) 事業者は、こどもの日々の利用状況を的確に把握すること。また、保護者等との交流を図り、保育従事者と保護者等が日々の利用状況を適切に伝え合う体制を整え、保護者等の意見を保育運営に反映させること。
- (12) 障がいのあるこどもや支援の必要なこどもの園への受入れを積極的に行うとともに、個別の支援計画や指導計画を作成し、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくこ

とに配慮した保育を実施すること。また、障がいのあるこどもの数及び障がいの程度に応じて、職員を加配すること。

(13) 保育士等の資質向上のため、研修の機会を確保すること。

(14) 保護者への費用負担は、原則として、市があらかじめ認めた費用以外を求めないこと。また、保育に必要な日用品、文房具などの物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用等の徴収を行う場合は、保護者に事前に説明を行ったうえ、同意を得ること。

(15) 連携施設について、開所予定日までに保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳児以降の受入れを担う連携施設（民間の保育所・幼稚園・認定こども園）を確保すること。なお、公立幼稚園、保育所及び認定こども園を連携施設とすることも可能とする。ただし、これらの公立施設では代替保育（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項第2号）の提供を行わないので、他の連携施設を確保すること。

(16) 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、近隣住民への説明や、問合せに丁寧に対応すること。

(17) 保護者の送迎について、数台分の駐車場を敷地内や隣接地に設け、付近道路への駐車は厳禁とし、近隣住民及び近隣施設の迷惑とならないよう配慮し、職員及び関係者に注意喚起するとともに、保護者に対して理解と協力を求めること。必要に応じて朝・夕の送迎時に警備員の配置などを行うこと。

(18) 保育中の利用するこどもの事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。

(19) 事業者が複数の事業を運営している場合は、小規模保育事業における会計は、その他の事業会計と区分すること。

(20) 災害時における避難計画等を定め、職員及び保護者に周知すること。

6 施設整備等に関する補助金について

小規模保育事業の実施に必要な施設整備等に関する経費については、当該事業が国の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業となった際は、次のとおり補助金を交付するものとする。ただし、今後国から示される要綱及び取扱いの詳細により、実際の補助率等は変更となる場合がある。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金の例

① 補助対象経費

自己所有物件における小規模保育事業所の開設に必要な工事等にかかる費用

- ・・・施設の整備に必要な工事費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用（開設前の研修費等）、解体撤去に必要な工事費など。

（対象外となる経費の例）

- ・外構工事
- ・土地や建物の買収に係る費用
- ・既存建物の買収に要する費用
- ・リース費用

② 基準額

160,048千円

③ 補助率

補助対象経費の4分の3

(2) 保育対策総合支援事業費補助金の例

④ 補助対象経費

賃貸物件における小規模保育事業所の開設に必要な改修工事等にかかる費用

- ・・・施設の整備に必要な工事費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費など

（対象外となる経費の例）

- ・土地や建物の買収に係る費用
- ・小規模保育事業の専用とならない部分に係る費用
- ・外構工事
- ・工事事務費
- ・解体工事費
- ・リース費用

⑤ 基準額

27,193千円

⑥ 補助率

補助対象経費の4分の3

7 申込・審査スケジュール

本募集に係る申込み、審査のスケジュール（予定）は次のとおりとする。

予定日時	内 容
令和8年4月 1日（水）	募集要項の公開
〃 4月10日（金）午後5時	募集要項に係る質問締切
〃 4月15日（水）	質問への回答
〃 5月 1日（金）午後5時	応募書類提出締切
〃 5月14日（木）	書類審査結果・事業者ヒアリング開催通知
〃 5月21日（木）	選定委員会（事業者ヒアリング）
〃 5月28日（木）	選定結果通知

(1) 募集要項について

- ① 要項の公開 令和8年4月1日（水）から
- ② 配布方法 高石市ホームページからダウンロード

(2) 募集要項等に係る質問について

- ① 受付期間 令和8年4月1日（水）午前9時00分から
令和8年4月10日（金）午後5時00分まで
- ② 提出書類 質問書
- ③ 提出先 高石市こども未来部子育て支援課へ電子メールまたはFAXにて提出
メールアドレス kosodate@city.takaishi.lg.jp
FAX番号 072-265-1015
- ④ 注意事項 募集要項等についての質問は電子メールまたはFAXのみで受け付ける。
電話や来庁による口頭での質問は一切受け付けない。
電子メールを送信後、質問者より受信確認の電話を行うこと。
- ⑤ 回答方法 質問への回答については、質問の受付期間終了後、すべての質問の回答を取りまとめ、高石市ホームページで掲載する。

(3) 参加申込書類について

- ① 受付期間 令和8年4月1日（水）午前9時00分から
令和8年5月1日（金）午後5時00分まで
- ② 配布方法 高石市ホームページからダウンロード
- ③ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」を参照のこと。
- ④ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
- ⑤ 提出先 高石市こども未来部子育て支援課
- ⑥ 提出方法 郵送または持参（郵送の場合は受付期間必着、持参の場合は午後5時まで）
- ⑦ 注意事項

ア サイズはA4又はA3サイズ（A4サイズに折り込む）とすること。

イ 別紙一覧の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A4フラットファイルに綴じ

ること。(ホチキス留めをしないこと)

ウ ファイルの表紙及び背表紙に「高石市小規模保育事業所設置・運営事業者応募書類」と記載したうえ、応募事業者名を記載すること。

(4) 選定について

高石市小規模保育事業所設置・運営事業者選定委員会において応募書類の書類審査(1次審査)、ヒアリング審査(2次審査)を行い、高石市小規模保育事業所設置・運営事業者選定評価基準に基づき事業者を選定する。

事業者へのヒアリング審査は令和8年5月21日(木)に行う予定としている。実施時間、場所等の詳細は、応募書類を提出した事業者に別途通知する。ヒアリング審査時に「保育の内容」対応確認票に基づき、保育方針等を確認する。

応募書類提出事業者を審査のうえ、1次審査及び2次審査の評価点の合計により順位を決定するものとする。なお、合計点が60点以下であった場合は、当該事業者を実施候補者として選定しない。2次審査については、審査項目ごとに選定委員の平均点を算出し、すべての項目の平均点を合計した点数について、小数第1位で四捨五入したものとする。また、4者以上の申込みがあった場合は、1次審査における上位3者を選定し、2次審査は当該3者により実施するものとする。1次審査で同点の者があった場合は、「連携施設」に係る評価項目の得点が高い者を上位とする。2次審査後に同点の者があった場合は、2次審査のみの評価点が高い者を上位とし、なお同点の場合は審査事項1の平均点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は審査事項2、審査事項3、審査事項4、審査事項5の順に比較し、順位を決定するものとする。

選定結果については、当該事業者に文書にて通知するとともに、市のホームページで実施候補者の名称及び評価点並びにすべての提案者の評価点を公表する。

8 その他

(1) 応募書類は返却しない。

(2) 応募書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は事業者の負担とする。

(3) 選定された事業者は、自ら施設整備と事業認可等に係る諸手続きを行うこと。なお、事業認可については、本選定をもって認可を確約するものではない。

(4) 事業計画の変更は原則として認めない。やむを得ず変更する場合は必ず高石市と事前に協議すること。なお、開所予定日に保育事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。

(5) 高石市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を高石市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(6) 選定委員会に関する情報公開請求があった場合は、高石市情報公開条例(平成12年高石市条例第19号)に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(7) 選定された事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背徳行為があったとき、又は適切な保育事業の実施が困難と判断したときは、実施事業者の決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。(選定の結果、市が認可について見送る場合についても同様とする。)

(8) 選定結果等に対する問合せや不服は一切受け付けない。